



◆NEWS◆ 第8回「県民健康管理調査」検討委員会開催（9月11日）
～「基本調査」「詳細調査」の最新の状況を公表～

福島県は9月11日、第8回「県民健康管理調査」検討委員会を開催し、基本調査及び詳細調査の最新の実施状況等を公表しました。
この概要は以下のとおりです。

<県民健康管理調査「基本調査」>

県民の皆さまの3月11日以降の行動記録を基に、外部被ばく線量を推計し、将来にわたる県民の健康の維持、増進につなげていくことを目的に実施しています。

- 対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者
- 回答数：470, 593人（回答率：22.9%）：8月31日現在

- ◎まだ提出されていない方は、問診票の提出にご協力下さい。
- ◎返信用封筒の「差出有効期限」以降も料金負担なく使用可能です。

■実効線量推計結果の状況

先行調査（川俣町山木屋地区、浪江町、飯館村）：15, 895人
放射線業務従事経験者を除く14, 753人の93.8%が5ミリシーベルト未満（最高値は25ミリシーベルト）

- 全県民調査（先行調査地区を除く）：106, 903人
放射線業務従事経験者を除く104, 697人の99.8%が3ミリシーベルト未満（最高値は13ミリシーベルト）

<県民健康管理調査「詳細調査」>

1) 甲状腺検査（8月31日現在）

子どもたちの健康を長期的に見守ることを目的に実施しています。

- 対象者：震災時に0歳から18歳までの全県民（約36万人）
- 実施状況：平成24年8月末までに83, 289人に超音波検査を実施。
 - ・A判定（次回検査まで「追加検査」を必要としないもの）：79, 749人（99.5%）
 - ・B判定（結節（5.1mm以上）や、のう胞（20.1mm以上）が認められ念のため二次検査を行うもの）：425人（0.5%）
 - ・C判定（直ちに二次検査を要するもの）：0人（0.0%）

※ 検査結果については、検査結果が確定している8月24日検査分までを集計しています。

2) 健康診査

県民の健康状態を把握して長期的に見守っていくとともに、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療につなげることを目的に実施しています。

- 対象者：避難区域等の住民等（211, 987人）
- 実施状況：16, 378人（受診率：7.7%）：8月31日現在
- 内容：既存の健診制度を活用して実施します。
- 検査結果：後日、本人（保護者）あてに検査結果を通知します。

3) こころの健康度・生活習慣に関する調査

震災や原子力発電所事故で心的外傷を負ったり、不安や不自由な生活を余儀なくされるなど、困難な状況にある方々のこころやからだの健康度（問題）を正しく把握して、適切なケアを図ることを目的として実施しています。

- 対象者：避難区域等の住民等（210, 189人）
- 回答数：92, 029件（回答率：43.8%）：7月31日現在
- 支援状況：4, 738人（要支援率：5.1%）：7月31日現在
- 内容：現在のところと身体の状態、生活習慣（食生活、睡眠、喫煙、飲酒、運転）、最近半年くらいの行動などについて調査し、要支援と判断された方に対しては、臨床心理士や保健師、看護師が電話による支援を行っています。

4) 妊産婦に関する調査

妊産婦の方の状態やこころの健康度を把握し、不安の軽減や必要なケアの提供を図ることを目的に実施しています。

- 対象者：1 平成22年8月1日から平成23年7月31日までに、県内各市町村において母子健康手帳を交付された方（平成24年度は、平成23年8月1日から平成24年7月31日までに交付された方を対象）
2 県外市区町村から母子健康手帳を交付された方のうち、県内に転入または滞在して3月11日以降に県内で妊婦健診を受診したり、分娩をした方（平成23年度対象者 15, 954人）
- 回答数：9, 266件（回答率：58.1%）：8月31日現在
- 支援状況：1, 393人（要支援率：15.0%）：8月31日現在
- 内容：震災後の妊婦健康診査の受診状況、妊娠経過中の状態、妊産婦のこころの健康度などについて調査し、要支援と判断された方に対しては、助産師、保健師等が電話やメールによる支援を行っています。

詳しくは福島県ホームページ（県民健康管理調査）をご覧ください。

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=24809

◆NEWS◆ 避難指示解除準備区域（南相馬市）における井戸水等のモニタリング結果を公表（9月11日）

政府は9月11日、避難指示解除準備区域（南相馬市分）の井戸水等のモニタリング結果を公表しました。

このモニタリングは、昨年9月に解除された緊急時避難準備区域（5市町村）の復旧を支援するとともに、今年4月の区域見直しにより新たに設定された避難指示解除準備区域（南相馬市、田村市、川内村）への帰還支援の一環として実施しています。

■調査概要

福島県等と調整の上、各市町村からの要望に対応して、各区域で飲用に供されている井戸水、わき水等の地下水等について、水中における放射性物質の測定を実施。

■調査対象

対象区域内で飲用に供されている井戸水、わき水等の地下水

■調査方法

500ミリリットルのペットボトルに水を採取し、各分析機関の協力を得て、水中における放射性物質（ヨウ素及びセシウム）の濃度を測定。

■調査結果

避難指示解除準備区域（南相馬市：436箇所）

放射性ヨウ素：全地点で不検出（※）

放射性セシウム134：3箇所検出。残り433箇所は不検出（※）

（2.9～32.5ベクレル／リットル）

放射性セシウム137：6箇所検出。残り430箇所は不検出（※）

（2.8～55.5ベクレル／リットル）

【※ 検出限界値は、3ベクレル／リットル程度】

当該調査では、6箇所（井戸5箇所及び湧水1箇所）で放射性セシウムが検出されました。

このうち4箇所は、セシウム134とセシウム137の合計で水道水中の放射性物質に係る管理目標値である1リットルあたり10ベクレルを下回っていますが、2箇所では上回っています。

環境省は、これらの井戸については、現在は飲用井戸として利用されていないことを確認しています。

1リットルあたり10ベクレルを超えた2地点のうち1地点（小高区吉名）については、井戸に落ち水が流入するおそれがあるとのことです。

もう1地点（小高区飯崎）は、検体に土状の異物が混入していました。なお、これらの周辺の井戸ではセシウムは不検出となっています。

このため、前者（小高区吉名）の井戸について再度採水、分析を行いました。その結果、放射性ヨウ素（ヨウ素131）、放射性セシウム134、137はいずれも不検出でした。

後者（小高区飯崎）の井戸については、所有者と連絡が取れ次第、再度測定を行う予定としています。

なお、今回の測定結果の他、現在分析を実施中の井戸水や沢水等の引き水についても、測定結果がまとまり次第、公表を行います。

詳しくは環境省ホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15678>

◆NEWS◆ 放射性セシウムが検出された井戸水を用いての除去試験!!
グラフト吸着材等による除去効果を確認!!（9月11日）

内閣府原子力被災者生活支援チームは9月11日、放射性セシウムが比較的高い濃度で検出された井戸水を用いて、「濾過膜、イオン交換濾紙及び開発中のグラフト吸着材による放射性セシウム除去のための実験」を行ったところ、「グラフト吸着材」により検出限界値（※）以下となり、水道水の管理目標値である1リットルあたり10ベクレル以下にできることを確認しました。

【※ 検出限界値は、4.3～4.8ベクレル／リットル】

なお、実験に用いたグラフト吸着材については、実用化に向けた取組が日本原子力研究開発機構によって進められています。

具体的な除去試験内容は以下のとおりです。

■試験概要

日本原子力研究開発機構等の協力を得て、6月から7月に実施した、南相馬市の避難指示解除準備区域を対象とした436箇所の井戸水等の測定結果のうち、放射性セシウムが最も高い濃度で検出された試料を用いて、放射性セシウムを除去する実験を実施。

■試験結果

1) 試料中の放射性セシウム濃度：

- ・セシウム134 32.5ベクレル／リットル
- ・セシウム137 55.5ベクレル／リットル

2) 濾過膜及びイオン交換濾紙による除去実験後の濃度：

- ・セシウム134 32.5→19.0ベクレル／リットル
- ・セシウム137 55.5→37.0ベクレル／リットル

3) 開発中のグラフト吸着材による除去実験後の濃度：

- ・セシウム134 19.0ベクレル／リットル→不検出（※1）
- ・セシウム137 37.0ベクレル／リットル→不検出（※2）

【※1 検出限界は、4.3～4.8ベクレル／リットル】

【※2 検出限界は、4.3～4.5ベクレル／リットル】

■まとめ

これまでの井戸水の測定では、大多数の試料において放射性セシウムが検出下限値以下で、放射性セシウムが検出された井戸でも再検査を行うと検出下限値以下となっていました。

検出されたセシウムが土に吸着しているものである場合、吸着している

土の粒径と濾過膜の性能（フィルターの目の細かさ）に応じて一定程度の除去効果が期待できます。

しかし、今回、実験に用いた井戸水は、濾過膜、イオン交換濾紙では十分除去できない放射性セシウムが含まれていましたが、開発中のグラフト吸着材により除去が可能であることが明らかになりました。

詳しくは経済産業省のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20120911_01.html

◆NEWS◆ 原発事故による避難者等に対する住民意向調査の実施について（9月7日）

復興庁は9月7日、原発事故による避難者等に対する住民意向調査として、大熊町の町民を対象とした調査を大熊町、福島県及び復興庁の共催で行うと発表しました。

なお、住民意向調査は、8月に実施した葛尾村に続き2団体目となります。この調査の事業概要は以下のとおりです。

■調査対象：全世帯主（約5,400世帯）

■調査方法：郵送によるアンケート調査

■実施期間：9月7日（金）から9月24日（月）

■主な調査項目

○現在の状況

- ・避難先の居住形態
- ・雇用の状況
- ・避難生活で医療や介護・福祉などで困っていること

○将来の意向

- ・帰村の意思の有無
- ・今後の居住地域、居住形態の希望
- ・「町外コミュニティ」への居留意思の有無
- ・「町外コミュニティ」への移転に当たって優先する事項
- ・「町外コミュニティ」において望む行政サービス、施設等
- ・移転先での支援の要望 など

■結果の公表：10月中を目途に公表する予定。

なお、引き続き、その他の関係自治体についても、個別に相談を進めており、自治体の意向を踏まえつつ、順次調査を実施する予定です。

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/20120907_ikoucyousa_ookuma.pdf

◆NEWS◆ 福島県ホームページ「福島県放射能測定マップ」を充実!!
（9月7日）

福島県は、平成23年8月29日より放射線モニタリングの定点観測や過去の測定結果などを地図上にわかりやすく表示する県のホームページ「福島県放射能測定マップ」を公開しています。

このたび、より分かりやすい情報の提供を行うため、機能の充実をはかり9月7日より運用を開始しました。

今回充実した機能の概要は以下のとおりです。

■トップページに全国の主要地点の放射線量を併せて表示

（46都道府県46地点）

福島県内の放射線量だけでなく、全国の主要地点の放射線量を併せて表示することにより、福島県と全国の主要地点との比較ができます。

- 「福島県内市町村独自調査測定マップ」を開設
(10市町村623地点)
福島県内各市町村が独自に調査した結果をマップ上に表示する。
当該マップは県内の市町村が自由に使えるように、市町村が運営管理します。

- 「全国放射線量測定マップ」を開設
(46都道府県571地点 福島県3, 259地点はトップページに表示)
全国の放射線量を表示することにより、都道府県と福島県の放射線量の比較ができます。

- 「世界放射線量測定マップ」を開設
(12カ国21地点)
世界の放射線量を表示することにより、世界主要地点と福島県の放射線量の比較ができます。

「福島県放射能測定マップ」は、福島県のホームページをご覧ください。
<http://fukushima-radioactivity.jp/>

◆おしらせ◆ 平成24年10月1日以降は、
有効期限が切れていない免除証明書をお持ちの方のみ、
医療機関等での窓口負担が免除となります。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等(※1)の被災者(※2)が窓口負担の免除を受けることができる期限は、平成25年2月28日までとなります。

- (※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点として設定されている4つの地域です。
(過去に設定されていた場合も含まれます。)
- (※2) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含まれます。

これまで免除証明書の提示は不要となっていた
○福島県の以下の町村の国民健康保険にご加入の方
○保険証に記載された住所が以下の町村である福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方
については、平成24年10月1日以降、引き続き、窓口負担の免除を受けるためには、窓口で免除証明書(※3)を提示する必要があります。
(※3) これまで免除証明書の提示が不要とされていた方の免除証明書は、ご加入の医療保険の保険者から送付されます。
(免除証明書がお手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせ下さい。)

○対象の町村：広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
(注) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等以外の被災者も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせ下さい。

詳しくは、厚労省ホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/pamphlet_120227.pdf

=====
★「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内★
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter
=====

[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]